

いばらき

第396号

雇用ニュース

2015年4月



「国営ひたち海浜公園（ひたちなか市）」（観光いばらき「写真ひろば」より）

◇◇ 雇用に関するご相談はハローワークへ！ ◇◇

－ お も な 内 容 －

- ・ 県内の雇用情勢 2
- ・ 企業説明会「がんばっぺ！茨城」を開催 3
- ・ 「有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン」 4
- ・ 雇用保険の手続きはきちんとなされていますか？ 5
- ・ 業務改善助成金のご案内 6
- ・ 「障害者雇用納付金制度」の対象事業主が拡大されました 7
- ・ 茨城県雇用関係主要指標 8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス <http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

有効求人倍率 1.10倍

「雇用情勢は、一部に厳しさが見られるものの、改善が進んでいます」

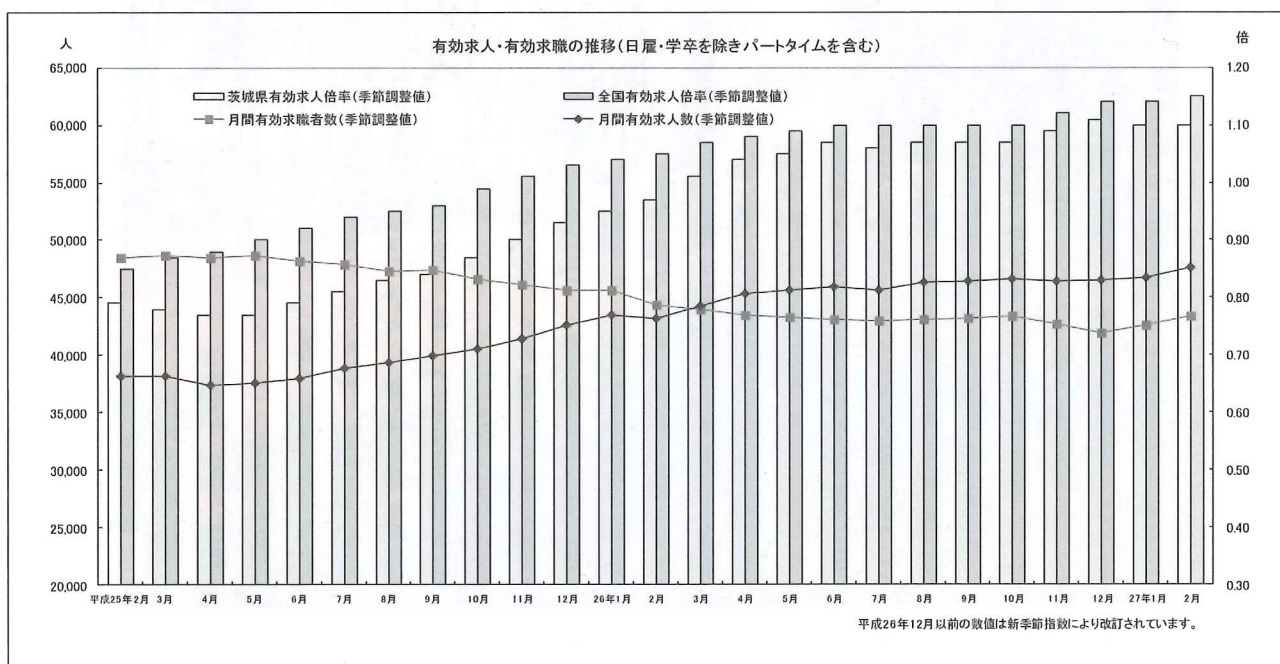
1 概 況

2月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は19,470人で、前年同月と比較して11.0%増と18ヶ月連続の増加となりました。雇用形態別では、一般常用は同9.0%の増加となり、常用的パートタイムは同16.6%の増加となりました。新規求職申込件数は11,817人で前年同月比8.7%増と19ヶ月ぶりに増加となり、雇用形態別でみるとパートタイムを除く常用は同5.6%の増加、常用的パートタイムは同15.9%の増加となりました。また、パートを含む常用求職者の若年求職者（34歳以下）は同2.0%の増加となり、高年齢求職者（60歳以上）は同19.7%の増加となりました。

有効求人数（原数値）は、49,356人で前年同月比は10.1%増と、19ヶ月連続の増加となりました。

一方、有効求職者数（原数値）は41,295人で同2.2%減と、19ヶ月連続の減少となりました。

また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は1.10倍（季節調整値）で、前月と同水準になりました。なお、原数値は1.20倍と前年同月を0.14ポイント上回りました。



2 新規求人の動き

新規求人数は19,470人となり、前年同月比で11.0%増と18ヶ月連続の増加となりました。

産業別にみると、生活関連サービス業、娯楽業（前年同月比111.3%増）、医療、福祉（同21.8%増）、卸売業、小売業（同14.6%増）などで増加となりましたが、運輸業、郵便業（前年同月比19.7%減）などが減少となりました。

規模別でみると、1,000人以上（前年同月比142.9%増）、500～999人（同90.0%増）、29人以下（同15.7%増）、300～499人（同6.4%増）、100～299人（同0.6%増）は増加となり、30～99人は（前年同月比0.3%減）は減少となりました。

雇用形態別では、一般常用は前年同月比9.0%の増加となり、常用的パートタイムは同16.6%の増加となりました。

3 新規求職の動き

新規求職者数は11,817人となり、前年同月比で8.7%増と19ヶ月ぶりに増加となりました。

雇用形態別の割合では、一般求職者は69.3%（前年同月71.3%）と2.0ポイント下回り、数では前年同月比で5.6%増と19ヶ月ぶりに増加となりました。

一方、パートタイム求職者は、割合で30.7%（前年同月28.7%）と2.0ポイント上回り、数では前年同月比で15.9%増となりました。

また、パートタイムを含む常用求職者で見ると、新規求職者数のうち34歳以下の若年者の占める割合は35.8%と前年同月（38.1%）を2.3ポイント下回りましたが、数でも前年同月比で2.0%の増加となりました。

同じく、パートタイムを含む常用新規求職者のうち、60歳以上の高齢者の占める割合は15.0%となり、前年同月（13.6%）を1.4ポイント上回り、数は前年同月比で19.7%の増加となりました。

4 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は2,141件で、前年同月と比較し11.6%増と2ヶ月連続の増加となりました。また、新規求職者数に占める割合は18.1%と、前年同月（17.6%）を0.5ポイント上回りました。

雇用保険受給者実人員は8,246人と、前年同月比で3.7%減と17ヶ月連続の減少となりました。

雇用保険被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者は404人で、資格喪失者の割合では5.1%（前年同月5.2%）となり、事業主都合離職者数では前年同月比7.2%増となりました。

地元企業の PR に来春大学等卒業予定者の真剣なまなざし

～ 企業説明会「がんばっぺ！茨城」を開催 ～

茨城労働局・茨城県は、平成 27 年 3 月 23 日及び 24 日に水戸会場（ホテルレイクビュー水戸）、平成 27 年 3 月 25 日及び 26 日に土浦会場（ホテルマロウド筑波）において、平成 28 年 3 月大学等卒業予定者を対象とした企業説明会を開催しました。

この説明会は、平成 28 年 3 月大学等卒業予定者に係る就職・採用活動開始時期が後ろ倒しとなることにより、広報活動及び選考活動期間が短期間となることから、企業側の情報が学生に対して的確に伝わらないことが懸念されるため、こうした状況を改善することを主な目的として開催したものです。

延べ 4 日間で、既卒者も含めた大学等卒業予定者 973 名（延べ数）が、会場内に設けられた県内 179 社（延べ数）のブースにおいて、企業担当者による事業内容の説明や企業の PR を受け、積極的に質問を行っている姿が至るところで見受けられました。

参加した学生からは「多数の魅力ある地元企業の説明を受けることができ有り難い」、「企業から丁寧に説明を受けたので、就職活動への不安が和らいだ」など、また、参加した企業からは「『地元のために』と考える学生の方々に会えるのは大変有り難い」、「学生たちに当社を知ってもらう良い機会となった」などの声が聞かれ、好評のうちに終了しました。



水戸会場



土浦会場

「有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン」

～キャリアアップ促進の助成措置の円滑な活用に向けて～

厚生労働省では、非正規雇用問題に対する取り組みの一環として、**有期契約労働者等(※)の企業内でのキャリアアップを推進する事業主に対する包括的な助成制度**（有期契約労働者等の**正規雇用への転換、人材育成、処遇改善**など）を平成25年度から実施しています。また、平成27年度からは、「勤務地・職務限定正社員」制度を新たに導入した企業等への助成等の拡充を行っています。

こうした助成制度を活用する上で、事業主の皆様にご配慮していただきたい事項をとりまとめた「有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン」を策定していますので、助成金の活用に向けて、これらの事項の実施に積極的に取り組んでください。

(※)有期契約労働者及び無期雇用労働者をいう。

ガイドラインの主な内容（助成制度を活用する上で、配慮するよう努めることが望ましい事項）	
①キャリアアップに向けた管理体制の整備	●有期契約労働者等のキャリアアップに取り組む者を「キャリアアップ管理者」として位置付け
②計画的なキャリアアップの取り組みの推進	●キャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるため「キャリアアップ計画」を作成
③正規雇用・無期労働契約への転換	●有期労働契約から正規雇用・無期労働契約への転換、無期労働契約から正規雇用への転換の促進、無期転換後の処遇への配慮、正規雇用転換制度の対象者の範囲・方法・評価基準などの設定への配慮
④多様な正社員制度の導入、多様な正社員への転換等	●有期労働契約から多様な正社員への転換等の促進、転換後の処遇への配慮、多様な正社員転換制度の対象者の範囲・方法・評価基準などの設定に配慮
⑤人材育成	●職業能力や希望するキャリアパスに応じた計画的な教育訓練などの実施（目標の明確化） ●若者に対するジョブ・カード制度を活用した実践的な教育訓練の実施、成長分野の事業主による積極的な教育訓練の実施
⑥処遇改善	●職務分析・職務評価の手法、ジョブ・カードや職業能力評価基準などの活用等による職務の内容や職業能力の評価、職務の内容などを踏まえた処遇への反映
⑦その他	●法定外健康診断の導入、短時間正社員（注）への移行など、短時間労働者の希望に応じた社会保険適用に向けた所定労働時間の拡大 （注）通常の労働者と比べ所定労働時間が一定程度短い正規雇用の労働者をいう。

これらを実施

企業内のキャリアアップを促進するための包括的な助成制度を活用！



茨城労働局・ハローワーク

雇用保険の手続きはきちんとされていますか？
～被保険者記録に誤りがないことを確認するために～

事業主の皆様へ

雇い入れている労働者の方々の「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）」（*）と「雇用保険被保険者証」は、本人（労働者）にお渡ししていますか？

（*）平成 15 年 5 月以降の雇入れに限る。

- 雇用保険制度では、雇い入れた労働者が被保険者となる場合、事業主は必ず「雇用保険被保険者資格取得届」を被保険者となった日の属する月の翌月 10 日までにハローワークに提出しなければなりません。
- その方が被保険者となったことについて確認がなされた場合、ハローワークからその方の「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用・事業主通知用）」と「雇用保険被保険者証」が交付されます。
- このうち、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）」と「雇用保険被保険者証」は、ハローワークから一般的には事業主を通じて労働者の方に対して交付されるものですが、これらの交付は雇用保険の加入手続きがなされたことを本人（労働者）が確実に把握できるようにするためのものです。
- 事業主の皆様におかれては、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）」と「雇用保険被保険者証」を本人（労働者）に確実にお渡しいただくようお願いいたします。
- なお、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」は、事業主が雇い入れた労働者の雇用保険の加入の有無を確認するための書類ですので、大切に保管してください。（* 事業主には、被保険者に関する雇用保険関連書類について、その方の資格喪失から 4 年間保管する義務があります。）

厚生労働省 都道府県労働局 公共職業安定所（ハローワーク）

業務改善助成金のご案内

(中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金)

時給800円未満の従業員を雇用する中小企業の社長さん！
賃金引上げと業務改善を国が応援します。

賃金引上げ (事業場内最低賃金を40円又は60円以上引上げ)

業務改善 (POSレジシステムの導入や機器の購入など)

最大100万円～150万円を支給します。



ご存知でしたか？



申請から支給までの
手続は右図のとおり

●交付決定後に、業務改善計画の実施と経費の支払い及び賃金引上げが必要です。

●早めの交付申請をお願いします。

※申請書は茨城労働局ホームページよりダウンロードして作成してください。
(平成27年様式)

中小企業

①計画策定

添付資料
・賃金引上げ計画
・業務改善計画
・納税証明書
・労働保険料申告書等
・公表に応じる同意書

⑤計画の実施

(交付決定後に着手すること)
・賃金引上げ(40円又は60円以上)
・業務改善

②助成金
交付申請

④助成金
交付決定

⑥実績報告

⑧助成金
確定通知

⑨助成金
支払請求

茨城労働局

③審査・承認

⑦審査

⑩支給

【業務改善助成金の問合せ及び申請先】

詳細な交付要件等は茨城労働局のホームページで「業務改善助成金 平成27年2月」で検索のうえ確認するか又は茨城労働局労働基準部賃金室まで照会ください。

また、申請先についても賃金室になります。

茨城労働局労働基準部賃金室

水戸市宮町1-8-31

TEL 029-224-6216

事業主の皆様へ

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構

「障害者雇用納付金制度」の対象事業主が拡大されました ～平成27年4月から、常時雇用している労働者数が100人を超える事業主が対象になります～

※ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成20年法律第96号)

適用対象になると

平成28年4月から、前年度(平成28年度は平成27年4月から平成28年3月まで)の雇用障害者数をもとに、

- 障害者雇用納付金の申告を行っていただきます。
※法定雇用率(2.0%)を達成している場合も申告が必要です。
- 障害者の法定雇用率を下回る場合は、
障害者雇用納付金を納付する必要があります。
- 障害者の法定雇用率を上回る場合は、調整金の支給申請ができます。

※年度(27年4月～28年3月)の途中で事業廃止した場合(吸収合併等含む)は、廃止した日から45日以内に申告・申請が必要です。

制度適用から
申告・納付
開始までの
スケジュール

	～平成27年3月	平成27年4月～ 平成28年3月	平成28年4月～
適用 対象 となる 事業主 の範囲	常時雇用する労働者数 が200人を超える事業主	常時雇用する労働者数が 100人を超える事業主	申告・納付 開始

納付金の申告では...

- ・申告対象期間(=申告の前年度)の各月における
 - ①常時雇用している労働者数
 - ②雇用障害者数
 - ③雇用障害者の労働時間数(所定労働時間及び実労働時間)
 等をご報告いただく必要があります。

調整金(常時雇用している労働者数が300人以下の事業主の場合)の申請では...

- ・上記①②③のほか、雇用障害者の
 - ④源泉徴収票(写)
 - ⑤障害者手帳等(写)を添付していただく必要があります。

ご準備下さい!

手続をくわしくご案内する事務説明会を開催します。

平成28年2～3月に実施予定。ぜひ、ご参加を! 【お問合せ先:(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 茨城支部 高齢・障害者業務課 (TEL 029-300-1215)】

メルマガ会員募集中 <http://www.jeed.or.jp/general/merumaga/index.html>

茨城県雇用関係主要指標

項 目 年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全 数	雇用保険 受 給 者 実 人 員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高齢者	求人全数	求職全数		
23年度月平均	13,613	3,394	10,089	12,781	5,161	1,665	35,121	50,842	3,834	11,877
24年度月平均	14,362	3,226	10,965	11,967	4,682	1,631	38,569	48,253	3,862	10,913
25年度月平均	15,150	3,345	11,690	11,479	4,363	1,648	40,562	46,730	3,801	10,591
25 年 4 月	13,013	3,029	9,844	15,597	5,684	3,027	37,174	52,399	4,353	10,584
5	13,977	3,020	10,842	12,985	4,899	1,937	36,182	52,638	3,921	12,121
6	12,920	3,007	9,801	10,857	4,239	1,404	35,735	50,397	3,677	11,905
7	14,644	3,193	11,330	11,578	4,474	1,575	37,212	49,421	3,921	12,445
8	15,025	3,276	11,628	10,382	4,097	1,358	38,489	47,265	3,180	12,111
9	15,174	3,717	11,326	11,649	4,393	1,526	40,783	47,274	3,822	11,346
10	16,172	3,750	12,299	11,874	4,460	1,604	42,530	47,273	4,117	10,950
11	15,954	3,502	12,347	9,645	3,733	1,308	42,805	44,877	3,625	9,993
12	13,302	2,754	10,471	7,715	2,841	1,099	41,048	40,394	3,119	9,475
26 年 1 月	17,453	4,004	13,341	12,365	4,703	1,777	42,701	41,512	3,322	9,337
2	17,544	3,599	13,804	10,868	4,121	1,469	44,837	42,222	3,504	8,562
3	16,624	3,285	13,241	12,227	4,708	1,691	47,248	45,083	5,056	8,263
26 年 4 月	16,591	3,702	12,710	15,026	5,355	2,821	45,050	46,915	4,555	7,988
5	16,114	3,431	12,552	11,532	4,177	1,892	43,873	46,638	3,918	9,346
6	15,657	3,232	12,206	10,822	3,993	1,585	43,683	45,366	3,887	9,355
7	16,366	3,805	12,414	10,818	4,083	1,617	43,656	44,240	3,600	9,962
8	17,037	3,246	13,657	9,721	3,695	1,349	44,950	42,754	3,038	9,787
9	17,995	3,888	13,838	11,602	4,262	1,672	47,866	43,657	3,825	9,737
10	18,244	3,938	14,081	11,278	4,172	1,812	48,926	43,995	3,839	9,268
11	16,001	3,257	12,647	8,533	3,120	1,327	47,149	40,902	3,117	8,621
12	14,810	2,957	11,713	7,454	2,727	1,122	45,239	37,189	2,884	8,385
27 年 1 月	18,337	4,058	14,124	11,947	4,332	1,849	45,912	38,755	3,003	8,377
2	19,470	3,732	15,575	11,817	4,204	1,758	49,356	41,295	3,436	8,246
3										

項 目 年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)										全 国 完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値) %		
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国				
23年度月平均	1.07	1.11	0.69	0.68	22.0	14.2	▲ 1.9	▲ 4.0	5.5	2.1	▲ 3.5	▲ 4.4	289	4.5		
24年度月平均	1.20	1.31	0.80	0.82	6.1	10.4	▲ 5.8	▲ 7.3	0.5	▲ 1.7	▲ 7.5	▲ 7.7	280	4.3		
25年度月平均	1.32	1.54	0.87	0.98	5.6	8.0	▲ 4.2	▲ 6.5	▲ 1.2	▲ 2.0	▲ 3.2	▲ 8.7	256	3.9		
25 年 4 月	1.12	1.40	0.77	0.88	▲ 7.7	10.5	2.6	▲ 0.7	▲ 7.4	1.0	9.1	0.1	291	4.1		
5	1.19	1.42	0.77	0.90	▲ 7.6	6.5	▲ 1.2	▲ 6.2	▲ 9.0	▲ 3.0	3.8	▲ 4.7	279	4.1		
6	1.24	1.47	0.79	0.92	▲ 1.3	3.8	▲ 6.3	▲ 9.8	▲ 9.1	▲ 6.1	5.9	▲ 5.6	260	3.9		
7	1.25	1.46	0.81	0.94	3.5	13.0	5.4	0.4	1.4	1.2	7.3	▲ 4.1	255	3.9		
8	1.29	1.49	0.83	0.95	▲ 1.0	▲ 1.0	▲ 6.3	▲ 1.7	▲ 4.8	▲ 1.6	2.8	▲ 7.8	271	4.1		
9	1.27	1.52	0.84	0.96	6.8	9.2	▲ 1.0	▲ 4.5	0.7	0.0	2.7	▲ 5.6	258	4.0		
10	1.34	1.57	0.87	0.99	9.4	10.8	▲ 8.1	▲ 10.5	▲ 1.4	▲ 2.7	▲ 2.5	▲ 8.6	263	4.0		
11	1.38	1.58	0.90	1.01	4.3	6.9	▲ 7.4	▲ 11.3	▲ 0.5	▲ 6.3	▲ 7.8	▲ 11.9	249	3.9		
12	1.40	1.60	0.93	1.03	16.7	10.9	▲ 5.1	▲ 6.8	3.6	▲ 1.2	▲ 9.7	▲ 10.9	225	3.7		
26 年 1 月	1.40	1.63	0.95	1.04	20.8	12.9	▲ 1.5	▲ 6.7	8.8	▲ 0.4	▲ 13.7	▲ 14.3	238	3.7		
2	1.51	1.63	0.97	1.05	8.2	7.1	▲ 13.5	▲ 11.0	1.5	▲ 2.3	▲ 17.2	▲ 15.7	232	3.6		
3	1.50	1.64	1.01	1.07	15.6	5.4	▲ 7.8	▲ 9.7	2.2	▲ 2.6	▲ 18.9	▲ 15.6	246	3.6		
26 年 4 月	1.51	1.64	1.04	1.08	27.5	10.0	▲ 3.7	▲ 6.0	4.6	▲ 4.3	▲ 24.5	▲ 17.7	254	3.6		
5	1.51	1.64	1.05	1.09	15.3	4.0	▲ 11.2	▲ 10.5	▲ 0.1	▲ 6.7	▲ 22.9	▲ 20.2	242	3.5		
6	1.51	1.65	1.07	1.10	21.2	8.1	▲ 0.3	▲ 1.7	5.7	▲ 0.7	▲ 21.4	▲ 12.4	245	3.7		
7	1.48	1.66	1.06	1.10	11.8	4.5	▲ 6.6	▲ 9.3	▲ 8.2	▲ 6.4	▲ 20.0	▲ 13.2	248	3.8		
8	1.53	1.65	1.07	1.10	13.4	▲ 0.6	▲ 6.4	▲ 9.2	▲ 4.5	▲ 8.1	▲ 19.2	▲ 12.9	231	3.5		
9	1.57	1.68	1.07	1.10	18.6	6.3	▲ 0.4	▲ 1.8	0.1	▲ 1.9	▲ 14.2	▲ 8.8	233	3.6		
10	1.58	1.69	1.07	1.10	12.8	1.1	▲ 5.0	▲ 6.7	▲ 6.8	▲ 6.5	▲ 15.4	▲ 10.4	233	3.5		
11	1.53	1.69	1.09	1.12	0.3	▲ 4.4	▲ 11.5	▲ 10.9	▲ 14.0	▲ 10.9	▲ 13.7	▲ 11.2	219	3.5		
12	1.62	1.77	1.11	1.14	11.3	5.6	▲ 3.4	▲ 4.7	▲ 7.5	▲ 5.9	▲ 11.5	▲ 8.2	210	3.4		
27 年 1 月	1.52	1.77	1.10	1.14	5.1	3.0	▲ 3.4	▲ 6.7	▲ 9.6	▲ 5.7	▲ 10.3	▲ 9.5	231	3.6		
2	1.52	1.63	1.10	1.15	11.0	1.7	8.7	1.0	▲ 1.9	▲ 3.4	▲ 3.7	▲ 7.5	226	3.5		
3																

- (注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。
2. 新規求職申込件数の「うち若年者」とは34歳以下の者、「うち高齢者」とは60歳以上の者で、パートを含む常用。
3. ▲印は減少を示す。
4. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。
なお、9月より一部調査区域を除き全国となっている(平成23年3月から8月までは被災3県を除いたものとなっている。)
5. 平成25年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。